渋谷区リターナブル容器利用促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、渋谷区内の町会、商店会、商店街振興組合、小中学校のPTA等の団体が、渋谷区内で開催するイベントにおいて、環境負荷の低減に向けた取組として、洗って繰り返し長く使用することのできる飲食容器(以下「リターナブル容器」という。)を導入する費用を助成するリターナブル容器利用促進助成金(以下「リターナブル容器助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、リターナブル容器とは、洗って繰り返し長く使用することのできる皿、椀、コップ、箸、フォーク、スプーン等の飲食容器をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、渋谷区内の町会、商店会、商店街振興組合、小中学校のPTA等の団体(以下「実施団体」という。)とする。

(助成対象事業)

- 第4条 この要綱による助成対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 実施団体が渋谷区内で開催するイベント
 - (2) イベントの会場内で来場者に食品又は飲料を提供するイベント
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(助成金の額)

- 第5条 区長が実施団体に対し交付する助成金の額は、リターナブル容器の導入費用として、5万円を限度 とする。
- 2 前項の助成金は、予算の範囲内で行う。
- 3 リターナブル容器の導入費用は、リターナブル容器の購入又はレンタル費用(送料を含む。)とする。

(助成金交付の申請)

- 第6条 実施団体は、助成金の申請を行う場合、リターナブル容器利用促進助成金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、イベント開催日の14日前までに、区長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(任意の様式で可とする。)
 - (2) リターナブル容器導入費用に関する見積書(内訳書を含む。)の写し
- 2 助成金の交付申請は、毎年度1団体につき1回とする。

(助成金交付の決定)

- 第7条 区長は、前条の規定により申請があったときは、内容を審査し、助成金の交付を決定するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により、助成金の交付を決定したときは、リターナブル容器利用促進助成金交付決 定通知書(別記第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により当該助成金の交付の申請をした団

体(以下「申請団体」という。) に通知するものとする。

- 3 区長は、助成金を交付しないことを決定したときは、リターナブル容器利用促進助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請団体に通知するものとする。
- 4 区長は、第1項の審査を行うに当たり必要と認める書類の提出を求めることができる。

(申請内容の変更)

- 第8条 申請団体は、助成事業の内容、経費の配分等の変更をするときは、リターナブル容器利用促進助成金変更交付申請書(別記第4号様式)により、速やかに、区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、変更内容を認める場合は、リターナブル容器利用促進助成金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により申請団体に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第9条 区長が助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため次の各号に掲 げる条件を付すものとする。
 - (1) 助成金は、申請した助成対象事業において使用すること。
 - (2) 助成対象事業において使用するリターナブル容器は、事業者から購入又はレンタルすること。
 - (3) この要綱による助成と重複する他の助成を受けてないこと。

(申請の取下げ)

第10条 第6条及び第8条に係る申請の取下げは、申請団体が交付決定通知書の交付を受けた日から10日以内に行うものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第11条 区長は、申請団体が助成事業の実施を中止した場合は、助成金の交付の決定を取り消す。ただし、 天災、雨天等の申請団体の責に帰すべき事情によらずに、助成事業の実施を中止した場合は、リターナブ ル容器の調達に係る解約費用の2分の1を助成することとする。
- 2 前項ただし書の規定による助成金の額は、5万円を限度とする。

(実績報告)

第12条 実績報告は、リターナブル容器利用促進事業実績報告書(別記第6号様式)にリターナブル容器 の導入費用に関する請求書又は領収書(いずれも内訳書を含む。)の写しを添付し、イベント終了後1月 以内に、区長に提出しなければならない。

(助成金交付額の決定)

- 第13条 区長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、リターナブル容器助成金の交付額を決定するものとする。ただし、リターナブル容器の破損及び粉失に伴う保証金は助成の対象から除くこととする。
- 2 区長は、前項の規定により、リターナブル容器助成金の交付額を決定したときは、リターナブル容器利用促進助成金確定通知書(別記第7号様式)により申請団体に通知するものとする。

(助成金交付の請求)

第14条 リターナブル容器利用促進助成金確定通知書を受けた団体が、リターナブル容器助成金の交付

を受けようとするときは、リターナブル容器利用促進助成金請求書(別記第8号様式)を区長に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事務手続は、環境政策部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月11日から施行する。